

平成 21 年度阿蘇草原におけるエコツーリズム利用促進検討業務（環境省九州地方環境事務所）

阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域は、年間約 1900 万人が訪れる九州最大の観光地であるが、社会経済条件の変化や農畜産業の後継者不足・高齢化等により、人為によって維持されてきた雄大な草原景観が危機に瀕している。また、日帰り型の観光から滞在型観光への移行が課題となっており、草原環境の保全・再生に寄与する観光利用としてエコツーリズムへの期待が高まっている。

本業務では、阿蘇の草原におけるエコツーリズム利用の促進に向けて、地元牧野組合やガイド/観光事業者などへのヒアリングを行い、草原観光利用における課題を把握した上で、観光で草原を利用するためのルールづくりと、草原環境の保全・再生に寄与する観光利用の仕組みづくりに向けた検討を行った。

草原観光利用の状況

- ・ ヒアリング結果より、主な利用目的はワラビ採り、エコツアー、修学旅行や環境学習での草原体験、パラグライダー講習、乗馬などであり、全体的に利用人数・頻度ともまだ少ない。
- ・ ガイドツアーなどは事前に牧野組合の許可を得て行われているが、個人客による山菜採りや登山などは許可なしの利用が多く、組合も牧野への無断立ち入りを容認している場合が多い。
- ・ 牧野組合員がエコツアーの案内や解説などに関わるケースはまだ少ない。また、牧野利用に対する利用料の基準はなく支払われない場合も多い。

（現状で発生している問題）

- ・ 門扉の開け放しによる牛の脱走と事故発生、車輛乗り入れなど採草地への影響、放牧地への無断立ち入りによる外来種増加や口蹄疫発生への懸念など畜産業への影響。
- ・ 火の不始末による火災発生など安全確保上の問題。
- ・ 植物の盗掘や外来種侵入など野生動植物生息地や資源の損傷に関する問題。
- ・ 牧野組合と利用者間の利用手続き上の問題 など。

ルールづくりの検討

- ・ 「阿蘇エコツーリズム・ガイドライン」に示された草原利用の際の配慮事項に加え、現状の問題点や牧野組合の意向を踏まえ、草原を観光利用するに当たって共通に必要な配慮事項を「基本ルール」の案としてまとめた。

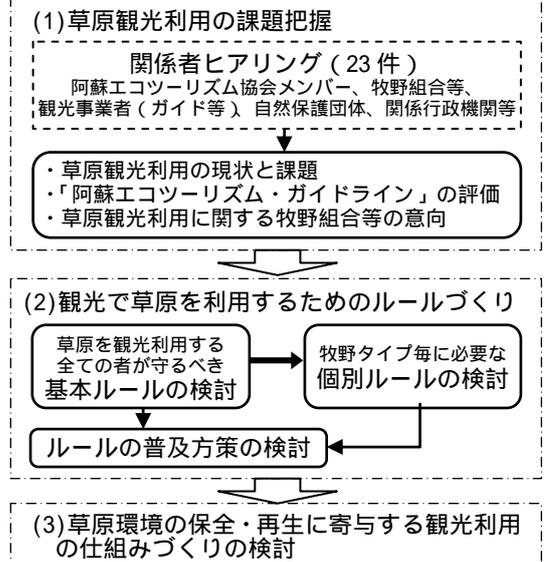
阿蘇の草原を観光利用する際の基本ルール（案）

地域及び農畜産業への配慮	無断で牧野内に立ち入らない 門扉の開閉に責任を持つ 決められたルート、管理道を外れて原野内に入らない 放牧されている牛馬を脅かさない ゴミを捨てない ペットを持ち込まない
野生動植物や資源の保全	地域の人に会ったら、あいさつをする 牧野内の異常に気がいたら牧野組合に連絡する 野生動植物をむやみに採取しない、持ち帰らない 外来種を持ち込まない
安全確保	火の扱いは厳重注意 自分の身の安全に気をつける

（阿蘇エコツーリズムに関するこれまでの経緯）

H19 年度：「阿蘇地区エコツーリズム基本構想」策定（環境省）
H20 年 4 月：阿蘇エコツーリズム協会設立
「阿蘇エコツーリズム・ガイドライン」策定
H21 年度：阿蘇草原再生協議会に「草原観光利用小委員会」設置

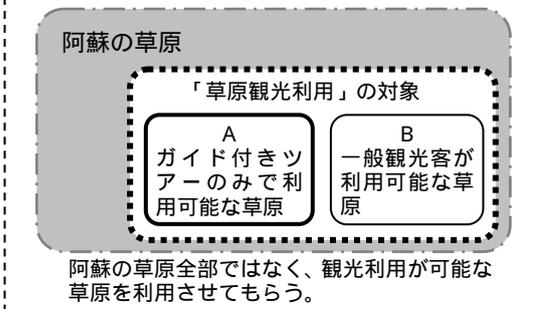
（業務の流れ）



草原観光利用小委員会

<ルールづくりの対象>

- ・ 「基本ルール」は、草原を観光利用する全ての者が守るべきルールであり、「A. ガイド付きツアーのみで利用可能な草原」、「B. 決められた範囲内で一般観光客が利用可能な草原」を対象とした。
- ・ 「個別ルール」はAを中心とするが、場合によってはBも含めて検討するものとした。



- ・ 「個別ルール」づくりについては、ヒアリング結果から3ケースを抽出し、それぞれの課題に応じて必要なルールやルールを担保する方法等についてケーススタディを行った上で、個別ルール作成における注意事項等を整理した（次頁図参照）

個別ルール作成における注意事項等

ヒアリング結果を踏まえ、草原をエコツアーで利用していく際、牧野組合と利用する団体の間には「協議と協定」が必須である。阿蘇エコツアーズム協会では、会員がエコツアーで利用している牧野に対してこれを徹底する必要がある、その場合の手順と注意事項等を以下のようまとめた。

■個別ルールづくりの進め方（案）

検討を進めるにあたっての原則

- 阿蘇の草原は、牧野組合等による維持管理が継続されているからこそ、観光利用も可能になる。
- これからの草原観光利用は、地域の資源を守りながら利用するエコツアーリズムが基本。
- 牧野組合やガイド・観光事業者、自然保護関係者、行政など、立場の違う関係者間の意思疎通を図りながら進める（複数牧野が関わる場合は関連牧野間の意思疎通にも配慮）。

I. 牧野組合等の意向把握

●牧野組合における観光利用の考え方や問題点、要望などの把握

- （例えば）
- * 見せたいもの（資源）の有無
 - * 牧野への立ち入りの現状や問題点
 - * 観光利用にあたって心配なこと
 - * 利用にあたって必要な整備 など

※留意点：牧野組合毎に草原利用・維持管理のしくみや組織運営の方法などが違うため注意が必要。



●資源価値などについて、関係者間の意思疎通を図る

- * 牧野において見せたい（活用したい）資源の価値や重要性
- * 資源利用の可能性に関する認識 など

II. 目指す方向の明確化

●観光利用の方向性について共通認識を持つ

- ◇開放の程度
 - * 一部か、全部か
 - * 常時か、時期限定か、申し出のある都度かなど
- ◇利用可能な場所、活用したい資源
- ◇可能な利用形態
 - * ガイド付きエコツアー
 - * 環境学習
 - * イベントの利用
 - * 維持活動支援を含むツアー など

◇地元の人々の関わり方

- * 案内や解説などの可能性
- * 催行時の対応 など



III. 利用の仕方、見せ方の検討

●ツアープログラムに即した資源や場所の利用方法の検討

- ◇牧野や資源の効果的な見せ方
- ◇希少野生動植物の見せ方・隠し方
- ◇畜産への配慮、安全性確保の観点から、立ち入り制限または禁止すべきエリア など

●利用料等の検討

- ◇利用料徴収の有無、方法、額 など
- ※留意点：開放の程度や利用の頻度、地元の間わりなど利用の仕方に応じて検討。額については、牧野組合の意向を踏まえ、別途基準額を設定する必要がある。

●具体的なルートや利用エリアについて、関係者が共通認識を持つ

- ◇現場および図面上でルートやエリアを確認
- ※留意点：利用の範囲が曖昧になりがちなため、図面上で確認するが、ルート図を催行時に示すことは、後の無断立ち入りに繋がる恐れがあるため注意が必要。

IV. 利用する際のルールの検討

●共通ルールの項目に沿って、コースやプログラムに即した個別ルールを設定

- ◇利用可能な場所、時期（時間）
 - ◇資源や場所の特性に応じた注意事項
- （例えば）

- * 畜産業への配慮
- * 野生動植物保全
- * 文化的遺産の保護
- * 危険箇所 など



●利用の際の連絡方法・体制

●観光事業者／ガイドによる牧野の維持管理への関わり

- ◇フィールドとして利用する牧野の維持管理作業への協力（野焼き・輪地切りへの参加、利用する管理道の草刈り等）
- ◇野生動植物のモニタリングを責任をもって行う など

<ルール担保のための仕組みづくり>

◆関係者間の合意事項は極力書面に残す

- フィールドとしての利用料等を含め、協定等を締結する。
- 文書化により、牧野組合長や担当者交代の際の申し送りを徹底する。

◆立場の違う関係者間の意思疎通を図るための体制づくり

- 牧野組合等と関係者間の連絡調整の会合や懇談会などの定期的な開催
- 些細なことでも連絡・調整を図りながら進める



◆利用者に対してルールを効果的に発信

- ルールブックなどにより、牧野組合やガイドから積極的にルールを発信

◆施設整備による問題への対応など、ルールを補完する対策の検討

- 進入禁止の柵、案内・解説板、注意標識、歩道等の整備 など